

岩手県開発審査会審査基準の一部改正

岩手県開発審査会審査基準（昭和46年2月9日制定）の一部を次のように改正し、令和5年5月26日から施行する。

岩手県開発審査会会長 坂田清美

改正前		改正後	
区分	基準	区分	基準
1・2	[略]	1・2	[略]
3	<p>開発区域周辺における市街化を促進するおそれなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は不適当な開発行為又は建築行為（都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第14号、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ホ）</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 特定流通業務施設 [前文略]</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>(イ) [略]</p> <p>a 滝沢インターチェンジについては、国道4号のうち <u>分かれ</u>南交差点から <u>家畜保健衛生所</u>交差点までの区間の両側おおむね500m以内の区域（当該道路に接するか、当該道路に接続する幅員9m以上の道路に接することを要する。）</p> <p>b～d [略]</p> <p>e 国道4号のうち紫波郡矢巾町大字藤沢8地割 <u>字坂の上</u>の約0.12kmの沿道（西側部分を除く。）及び同大字東徳田第6地割 <u>字谷地</u>から同大字土橋第10地割 <u>字井島</u>までの約2.45kmの沿道（当該道路に接することを要する。）</p> <p>(イ)～(ウ) [略]</p>	<p>開発区域周辺における市街化を促進するおそれなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は不適当な開発行為又は建築行為（都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第14号、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ホ）</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 特定流通業務施設 [前文略]</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>(イ) [略]</p> <p>a 滝沢インターチェンジについては、国道4号のうち <u>分れ</u>南交差点から <u>県立大学入口</u>交差点までの区間の両側おおむね500m以内の区域（当該道路に接するか、当該道路に接続する幅員9m以上の道路に接することを要する。）</p> <p>b～d [略]</p> <p>e 国道4号のうち紫波郡矢巾町大字藤沢 <u>第8</u>地割の約0.12kmの沿道（西側部分を除く。）及び同大字東徳田第6地割から同大字土橋第10地割までの約2.45kmの沿道（当該道路に接することを要する。）</p> <p>(イ)～(ウ) [略]</p>	

	<p>(13) 有料老人ホーム</p> <p>[前文略]</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ その立地につき、市町村の福祉<u>施設</u>、都市計画の観点から支障がないことについて市町村長が承認を与えたものであること。</p>
	(14)～(22) [略]
	<p>(23) 既造成土地に係る建築行為</p> <p>[前文略]</p> <p>ア 原則として、都市計画の決定又は変更の日において開発が概成した土地であり、かつ開発することについて、農地法による農地転用許可、<u>宅地造成等規制法</u>（昭和36年法律第191号）による宅地造成に関する工事の許可若しくは届出等他法令の許可等が必要なものについては、これらの許可等がなされた土地であること。</p> <p>イ～エ [略]</p>
	(24) [略]
	<p>(25) 「申請なき既存宅地」</p> <p>[前文略]</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ [略]</p> <p>(ア)～(イ) [略]</p> <p>(ウ) 市街化調整区域となった日の前日以前に、農地転用</p>

	<p>(13) 有料老人ホーム</p> <p>[前文略]</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ その立地につき、市町村の福祉<u>施策</u>、都市計画の観点から支障がないことについて市町村長が承認を与えたものであること。</p>
	(14)～(22) [略]
	<p>(23) 既造成土地に係る建築行為</p> <p>[前文略]</p> <p>ア 原則として、都市計画の決定又は変更の日において開発が概成した土地であり、かつ開発することについて、農地法による農地転用許可、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>（昭和36年法律第191号）による宅地造成に関する工事の許可若しくは届出等他法令の許可等が必要なものについては、これらの許可等がなされた土地であること。</p> <p>イ～エ [略]</p>
	(24) [略]
	<p>(25) 「申請なき既存宅地」</p> <p>[前文略]</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ [略]</p> <p>(ア)～(イ) [略]</p> <p>(ウ) 市街化調整区域となった日の前日以前に、農地転用</p>

	<p>許可、道路位置指定、<u>宅地造成等規制法</u>による許可など、建築物の建築を目的として法令に基づく許可等を受け、宅地造成された土地であること。</p> <p>(エ) [略]</p> <p>エ [略]</p>		<p>許可、道路位置指定、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>による許可など、建築物の建築を目的として法令に基づく許可等を受け、宅地造成された土地であること。</p> <p>(エ) [略]</p> <p>エ [略]</p>
	(26) [略]		(26) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。			